

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

◇告 示 目 次

教育職員の免許状の授与
字の区域及び名称の変更
健康保険法による保険医の登録
道路の位置の指定
土地区画整理法による換地処分

◇正 誤
昭和四十年四月二十三日付け鳥取県規則第二十四号中訂正
昭和四十年四月二十三日付け鳥取県規則第二十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百三十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
幼稚園教諭二級普通免許状 昭四〇幼二普第一号 小畑 澄子 鳥取県

鳥取県告示第二百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から同市の字の区域及び名称を次のように変更した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

高等学校助教諭免許状

昭四〇高助 第一号 清水二美江

昭四〇幼二普第二号 中川 温恵

変更前の字名

変更後の字名

北浜沖開一、七九八の一〇、北浜沖開一、八〇三の三、北浜沖開一、八〇四の一、北浜新田の三一、八二〇の一、北浜新田の三一、八二〇の二、北浜新田の三一、八二〇の三、北浜新田の三一、八二〇の四、北浜新田の三一、八二〇の五、北浜新田の三一、八二〇の六、北浜新田の三一、八二〇の七、北浜新田の三一、八二〇の八、北浜新田の三一、八二〇の九、北浜新田の三一、八二〇の十、北浜新田の三一、八二〇の十一、北浜新田の三一、八二〇の十二、北浜新田の三一、八二〇の十三、北浜新田の三一、八二〇の十四、北浜新田の三一、八二〇の十五、北浜新田の三一、八二〇の十六、北浜新田の三一、八二〇の十七、北浜新田の三一、八二〇の十八、北浜新田の三一、八二〇の十九、北浜新田の三一、八二〇の二十、北浜新田の三一、八二〇の二十一、北浜新田の三一、八二〇の二十二、北浜新田の三一、八二〇の二十三、北浜新田の三一、八二〇の二十四、北浜新田の三一、八二〇の二十五、北浜新田の三一、八二〇の二十六、北浜新田の三一、八二〇の二十七、北浜新田の三一、八二〇の二十八、北浜新田の三一、八二〇の二十九、北浜新田の三一、八二〇の三十、北浜新田の三一、八二〇の三十一、北浜新田の三一、八二〇の三十二、北浜新田の三一、八二〇の三十	
--	--

鳥取県告示第二百三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年四月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市行徳二二七 鳥取市西品治字土手下ノ一 三五六番三の一部 幅員 四メートル

石河 勲 字行徳西前 三五九番一の一部 延長

〃〃〃 三五九番二の一部 延長

〃〃〃 三五九番一の地先 八七・八メートル

鳥取県告示第二百三十七号

米子都市計画皆生温泉土地区画整理事業施行地区の宅地について昭和四十年四月十四日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定により告示する。

昭和四十年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和四十年四月二十三日付け鳥取県規則第二十四号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

頁 段 行 誤 正

一 下 十六 蚕児検査成績様式 蚕児検査成績

二 下 終りから十三 手附 平附

昭和四十年四月二十三日付け鳥取県規則第二十六号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 四 開 関

三 下 六 第三十一号 第三十一号